

第2節 令和4年度国有財産検査報告

会計検査院は、国有財産法第33条第3項、第36条第3項等の規定に基づき、内閣から送付を受けた令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書を検査し、令和5年11月7日、内閣にこれらを回付するとともに、国有財産検査報告を送付しました。

第3節 日本放送協会令和4年度財務諸表等の検査

会計検査院は、放送法第74条第3項の規定に基づき、内閣から送付を受けた日本放送協会令和4年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等(財務諸表等)を検査し、令和5年11月7日、内閣に対して、検査を行った旨を通知し、同書類を回付しました。

第4節 令和4年度特別会計財務書類の検査

会計検査院は、特別会計に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和5年11月7日に内閣から送付を受けた令和4年度特別会計財務書類を検査し、同年12月25日、内閣に対して、検査を行った旨を通知し、同書類を回付しました。

なお、第4節については、会計検査院ホームページ(<https://www.jbaudit.go.jp/>)に掲載しており、令和5年度決算検査報告に掲記される予定です。